

令和5年度年度防衛監察等の結果について

令和7年1月22日
防衛省防衛監察本部

【目 次】

第 1	はじめに	1
第 2	法令遵守の意識・態勢	1
1	監察の概要	1
(1)	基本的考え方	1
(2)	受察機関	1
(3)	内容	2
2	監察の結果	2
(1)	情報公開	2
(2)	行政文書管理	2
(3)	秘密保全	5
(4)	情報保証	7
(5)	個人情報保護	9
(6)	武器・弾薬等の管理	10
(7)	各種ハラスメント	11
(8)	メンタルヘルス	12
(9)	公益通報者保護	12
(10)	ワークライフバランスの推進	13

(1) その他	14
第3 入札談合防止	15
1 監察の概要	15
(1) 基本的考え方	15
(2) 受察機関	15
(3) 内容	15
2 監察の結果	15
(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等	16
(2) 教育の実施状況、法令等の理解度等	26
(3) 年度末の予算執行	27
(4) 情報システムの適切な価格水準での調達	27

第1 はじめに

本紙は、令和5年度に実施した年度防衛監察及び抜き打ち防衛監察の結果をとりまとめたものである。

第2 法令遵守の意識・態勢

1 監察の概要

(1) 基本的考え方

令和5年度は、これまでの年度防衛監察結果等を踏まえつつ、特に、情報公開業務、行政文書管理、情報漏洩防止（秘密保全及び情報保証）及び働き方改革の前提となる健全な職場環境の確保（パワー・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメント防止、超過勤務の縮減並びに自殺事故の防止）に係る各種施策の実施状況について、不祥事や事故の要因となり得る組織管理上の問題点の解明及びコンプライアンスに関する意識の徹底等に係る措置の実施状況の確認に資する観点から、機関等に対し調査及び検査を行った。

(2) 受察機関

周期的な監察を基本としつつ選定した、以下の28機関等

内部部局（大臣官房、人事教育局）	
陸上自衛隊	北部方面総監部、北部方面総監部付隊、北部方面システム通信群、北部方面情報隊、北部方面後方支援隊第101通信直接支援隊
	輸送学校
	第6師団司令部、第6師団司令部付隊、第20普通科連隊、第6後方支援連隊、第6施設隊、第6通信大隊、第6情報隊、第6飛行隊、第6特殊武器防護隊、第6音楽隊
海上自衛隊	大湊地方総監部、大湊造修補給所
	第4術科学校
航空自衛隊	南西航空方面隊司令部、南西高射群本部、南西航空音楽隊
	航空支援集団司令部、航空気象群
	補給本部
地方防衛局	近畿中部防衛局
防衛装備庁	陸上装備研究所

※このほかに抜き打ち防衛監察を実施した。

(3) 内容

アンケート調査、現場の確認、関係書類の調査、関係職員との面談を行った。

2 監察の結果

監察の結果、法令遵守に関する各種施策について、全般的に適切な取組が行われていたが、一部において改善すべき状況が見られた。

機関等においては、後述する各種の推奨される取組を取り入れるなどにより、法令遵守に関する施策をより一層活性化させるとともに、引き続き防衛省・自衛隊における法令遵守の重要性について、周知に努める必要がある。

なお、監察における個別の指摘事項については、受察機関が真摯に受け止め、監察終了時までには改善され、又は改善に努めていることを確認した。

以下、監察結果の細部を述べる。

(1) 情報公開

監察では「南スーダン派遣施設隊「日々報告」の管理状況に関する特別防衛監察の結果を踏まえた情報公開及び行政文書管理における再発防止のための措置について（通達）」（防官文第11481号。29.7.28）を踏まえ、特に開示請求に対し、該当文書が不存在であるとして不開示決定がなされた案件における手続の適正性を中心に、過去の情報公開業務全般の処理状況について調査を行った。その他、情報公開業務に係る教育の実施状況、事務手続等について確認を実施した。

監察の結果、情報公開業務の処理状況等に関し、次のような改善すべき事例が見られた。

- 情報公開実施担当者の名簿を作成していなかった（3機関等）。
- 開示請求の対応状況の経緯が分かる文書を行政文書として管理していなかった（1機関等）。

機関等においては、事務手続の確実な記録等を徹底し、情報公開の重要性の周知と再発防止策の定着を図っていく必要がある。

(2) 行政文書管理

ア 全般

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 新規に作成した行政文書に加え、保存期間を特定日以後〇年とする行政文書ファイルの特定日が確定した段階でまとめられている行政文書をPDFファイルにするなど、行政文書の電子化を推進していた。

一方、行政文書ファイルの整備状況等に関し、改善すべき事例が認め

られた。機関等においては、行政文書ファイル及び行政文書ファイル管理簿の確実な整備、行政文書ファイルの適切な保管等が行われるよう、文書管理者や文書管理担当者等を適切に指導するとともに、行政文書管理の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

イ 行政文書ファイルの整備

防衛省・自衛隊における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、行政文書ファイルは、相互に密接な関連を有する行政文書を一つの集合物にまとめるなどして整備し、管理しなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 行政文書として管理すべき文書が、行政文書として管理されていなかった（13機関等）。
- 同一の行政文書ファイル内に、保存期間又は作成・取得年度が異なる行政文書を混在させているものがあつた（3機関等）。
- 行政文書ファイルの名称と関連性がない行政文書がまとめられていた（2機関等）。
- 複数の行政文書ファイルを一つのファイリング用具にまとめているものの中に、行政文書ファイルごとに仕切り紙を入れるなど区分けして明確に識別できるようにしていないものがあつた。（7機関等）。
- 行政文書の文書管理情報に誤記又は記載漏れがあつた（15機関等）。
- 行政文書ファイルに、分かりにくい名称を付しているものがあつた（7機関等）。
- 紙媒体の行政文書ファイルの背表紙の未整備又は整備しているが誤記若しくは記載漏れがあつた（4機関等）。
- 有期の保存期間を設けて管理する必要がある行政文書、また、常用文書の定義に該当しない文書を常用として管理していた（2機関等）。

行政文書ファイルの整備は、業務の基礎となるものであり、職員一人一人に着実な実施を徹底し、組織として文書管理に取り組む必要がある。

ウ 行政文書ファイル管理簿への記載

行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）の管理を適切に行うため、保存期間が1年以上の行政文書ファイル等については、行政文書ファイル管理簿に、分類、名称、保存期間等の必要事項を漏れなく記載する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 行政文書ファイル管理簿に誤記、記載漏れ等があつた（5機関

等)。

- 行政文書ファイル管理簿に記載のある行政文書ファイルに、行政文書が一つもまとめられていないものがあつた（7機関等）。
- 保存期間に係る特定日が確定した行政文書ファイルでありながら、行政文書ファイル管理簿に保存期間満了日等が改めて登録されていないものがあつた（8機関等）。

インターネット等で公表される行政文書ファイル管理簿は、国民と行政機関との情報共有ツールであることから、国民の知る権利を確保するという観点からも適切に整備しなければならない。

エ 行政文書ファイル等の保管

行政文書を適切に管理するため、行政文書ファイル等と個人的な執務の参考資料は、混在させず明確に区分して保管する必要がある。また、個人的な執務の参考資料は、必要最小限のものとするべきであり、その保存場所は、原則として職員各自の机及びその周辺である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 個人的な執務の参考資料を、職員各自の机又はその周辺以外の場所に保管していた（3機関等）。

行政文書として管理すべきものの区別、処置及び個人的な執務の参考資料を保管する場合の要領等について徹底する必要がある。

オ 標準文書保存期間基準の設定等

文書管理者は、標準文書保存期間基準を定め、それに基づいて行政文書ファイル等を管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 上位規則と異なる保存期間を、規則に定めていた（4機関等）。
- 標準文書保存期間基準について、誤記、記載漏れ又は保有する行政文書ファイルに係る基準の未設定といった不備があつた（9機関等）。

行政文書の保存期間は、文書管理業務を整齊と実施するため重要なものである。機関においては、適切に標準文書保存期間基準を整備しなければならない。

カ 保存期間満了時の措置

保存期間が満了した行政文書ファイル等については、国立公文書館に移管し、又は廃棄し、若しくは保存期間を延長する必要がある。また、保存期間が1年以上の行政文書ファイル等については、廃棄に関して内閣府と協議し、その同意を得る必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 保存期間が満了し廃棄の同意が得られた行政文書ファイルを、保存期間の延長の必要がないにもかかわらず廃棄していなかつた（3

機関等)。

○ 保存期間が満了した保存期間が1年未満の行政文書ファイル等を、廃棄又は保存期間を延長しないまま保管していた(9機関等)。

○ 保存期間が満了した行政文書ファイルについて、廃棄同意に係る協議等を実施しないまま保存していた(3機関等)。

行政文書ファイル等を廃棄していなかった事情は、単に廃棄を怠っていたもの、業務上の必要等様々であるが、引き続き必要な行政文書ファイル等であれば保存期間を延長するといった規則に従った管理を徹底しなければならない。

(3) 秘密保全

ア 全般

防衛省・自衛隊における秘密保全は、国の安全確保、他国との情報共有、信頼関係の維持のために必要不可欠なものである。

監察の結果、秘に指定された、又は秘に該当する可能性のある文書、図画又は物件(以下「秘文書等」という。)の管理等に関し、改善すべき事例が認められた。機関等においては、秘の指定、秘文書等の管理要領等の秘密保全の重要性について、引き続き職員一人一人に周知徹底を図っていく必要がある。

イ 管理体制

秘密の管理のため、規則に従った事務を行い、関係職員等を適切に指定する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 関係職員が提出する誓約書において、未提出又は記載漏れ等の不備があった(3機関等)。

誓約書の提出は、秘密保全業務を適切に行う者の心構えとして極めて重要である。機関等においては、遺漏なく措置しなければならない。

ウ 秘の指定等

秘の指定は、当該秘文書等が漏えいした場合の影響を年に一度検証するなど、適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 秘の指定手続に不備があった(1機関等)。

○ 秘の指定の定期的な検証を適切に実施していなかった(1機関等)。

秘の指定は、保全に必要な最小限度にとどめるべきものであり、また、指定に関わる手続は適切に行わなければならない。

エ 秘文書等の保管

秘文書等は、関係規則に定められた基準に合致した保管容器等に格納

し厳重に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 保管容器について、文字盤かぎの組合せ番号を毎年変更しないなど、適切な管理を行っていなかった（3機関等）。

○ 秘文書等の保管容器の文字盤かぎを解錠したままで、さし込み式錠のみで施錠していた（2機関等）。

秘密の保護をおろそかにするような習慣は、漏えいのリスクを高めるものであり、保管要領は厳格に守られなければならない。

オ 立入り等の制限及び閲覧

漏えいを防止するため、秘密へのアクセスは厳重に管理しなければならない。

監察の結果、立入り等の制限及び閲覧に関し、不適切な事例は確認されなかったが、引き続き、秘密の漏えいを防ぐため、秘密を取り扱う場所等への立入り、機器の持込み等を適切に管理する必要がある。

カ 秘文書等の複製及び廃棄

秘文書等の複製及び廃棄を適切に行わなければ、秘密の漏えいにつながるおそれがある。

監察の結果、秘文書等の複製及び廃棄に関し、不適切な事例は確認されなかったが、引き続き、不正な複製又は不完全な廃棄を防ぐため、複製及び廃棄の管理要領を確実に実施する必要がある。

キ 点検及び検査

秘密の保全を確実にし、情報流出防止対策の徹底を図るため、各種の点検及び検査は確実に実施されなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 秘文書等の保管容器の点検について、保全責任者又はその職務上の上級者が行っていない等の不備があった（6機関等）。

○ 登退庁時の保管容器の点検が、適切に実施されていない（2機関等）。

規則に従った点検及び検査により、隙のない秘密保全を確保する必要がある。

ク 取扱い上の注意を要する文書等の管理

取扱い上の注意を要する文書等については、防衛省の職員以外の者又は当該事務に関与しない職員にみだりに知られることなどが無いよう、適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 「注意」又は「部内限り」の文書（以下「注意文書等」という。）を、鍵のかかる書庫等、適切な保管容器を用いて管理していなかった（5機関等）。

機関等においては、規則を遵守し、日頃から適切な取扱いを徹底しなければならない。

(4) 情報保証

ア 全般

防衛省・自衛隊に課せられた任務を達成するためには、情報システム及び情報システムにおいて取り扱われるデータを、事故や意図的な破壊、改ざん、妨害等から保護し、機関等における正規の利用者が安全・確実かつ安定して使用できる状態を維持しなければならない。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 可搬記憶媒体の使用時や持ち出しに際して、利用中であることが容易に分かるよう、当該媒体を置いている場所を判別しやすい赤色としたり、CD等を抜き出した際に赤色のラベルが自動的に表示されるようにする等、可搬記憶媒体の管理が正確容易に実施できるように工夫して取り組んでいることを確認した。

一方、情報システム及び可搬記憶媒体の管理等に関し、改善すべき事例が認められた。機関等においては、情報システム及び可搬記憶媒体の適切な管理及び運用等を徹底し、情報保証の重要性について、職員一人一人に周知を図っていく必要がある。

イ 管理体制等

情報システムの適切な運用のため、規則に従った事務を行い、業務を担当する者を適切に指定する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 部隊等情報保証責任者補助者、情報システムの利用者等の指定が、適切に行われていなかった（1機関等）。
- 情報保証に係る誓約書又はその提出について不備があった（1機関等）。

責任者の明確化、情報システムに係る運用の管理等は、情報保証業務を実施する上で基盤となるものである。機関等においては、遺漏なく措置しなければならない。

ウ 可搬記憶媒体の管理

小型で持ち運びが容易な可搬記憶媒体の紛失等を原因とする情報の流出を防止するため、部隊等情報保証責任者等は、集中保管、管理簿の整備等により、可搬記憶媒体を適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 可搬記憶媒体管理簿が作成されていなかった（1機関等）。
- 可搬記憶媒体管理簿への登録に不備があった（6機関等）。
- 可搬記憶媒体に登録番号等が適切に表示されていなかった（10

機関等)。

○ 可搬記憶媒体を集中保管していないなど、保管要領が不適切であった(4機関等)。

○ 可搬記憶媒体の持ち出し記録等に不備があった(6機関等)。

可搬記憶媒体の持ち出しにより、過去に重大な保全事故が発生しており、その紛失も大きな影響を及ぼすものである。可搬記憶媒体の管理は、おろそかにすることなく確実に実施されなければならない。

エ 電子計算機の管理

電子計算機の紛失や情報の流出を防止するため、情報システム情報保証責任者等は、盗難防止のための措置、持ち出しの記録等により電子計算機を適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 可搬型の電子計算機の盗難防止措置として、ワイヤー等による机等への固定が適切に行われていなかった(10機関等)。

○ 未登録の可搬型電子計算機が使用されていた(1機関等)。

○ インターネット閲覧用の電子計算機に業務用データが保存されていた(1機関等)。

電子計算機の紛失又は盗難は情報流出事案につながりかねないものである。テレワークの活用が広まる状況下にあつて、厳格に管理すべきである。

オ 認証機能の設定等

情報システム情報保証責任者は、情報システムの利用者を制限する必要がある場合、情報システムに認証機能を設けなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 情報システムの認証機能の設定に不備があった(2機関等)。

○ 情報システムのログインパスワードを付箋で机に貼る、IDカードを挿したまま放置するといった認証情報等の管理に不適切な状況があった(2機関等)。

認証機能の設定及びその情報の取扱いは、おろそかにすることがあってはならない。情報システムの利用者は、ログインパスワード等を他人に不正に使用されないよう適切に管理する必要がある。

カ 情報システムの脆弱性への対応

情報システムの脆弱性に対応するため、情報システム情報保証責任者等は、必要な機能等を情報システムに設定する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 情報システムごとに定められた遵守事項に違反し、電子メールの設定において、プレビュー機能又はHTML形式による表示を使用していた(1機関等)。

○ インターネット閲覧用電子計算機のOS（Windows）ライセンスが、未認証のまま使用されていた（1機関等）。

情報システムへの攻撃は日々多様化しているものであり、情報システム情報保証責任者及びシステム利用者は、対応に万全を期す必要がある。

(5) 個人情報保護

ア 全般

個人の権利利益を保護するため、規則に定められた措置を確実に実施し、適正な個人情報の取扱いを確保する必要がある。

監察の結果、保有個人情報等の安全管理等に関し、改善すべき事例が認められた。

機関等においては、保有個人情報等の安全管理等の体制の確実な維持、保有個人情報等の確実な識別、整備及び適切な保管等を機関等に徹底し、個人情報保護の重要性について周知を図っていく必要がある。

イ 安全管理等の体制

保有個人情報等の安全管理等のために必要かつ適切な措置を講ずるため、保護責任者の指定、監査及び研修を規則に従って実施する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 書庫に保管している保有個人情報等について、非常時における対応措置が定められていなかった（2機関等）。

○ 保護責任者補助者の指定にあたり、指定書を交付していなかった（9機関等）。

非常時における対応措置、安全管理等の体制及び規則の整備等は、個人情報に関する業務を実施する上で基盤となるものである。機関等においては、規則に従って遺漏なく措置しなければならない。

ウ 保有個人情報等の管理

保護管理者は、保有個人情報等を適正に管理するとともに、保有個人情報等の漏えい等を防止するための措置を講じなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 保有個人情報が記録されていない媒体に「個人情報」の標記を表示していた（7機関等）。

○ 行政文書に記録されている個人情報を、保有個人情報として管理していなかった（2機関等）。

○ 保有個人情報が記録された媒体に、「個人情報」の標記が適切に表示されていなかった（13機関等）。

日頃から個人情報保護を意識して業務に取り組むことを職員に周知し、管理を徹底する必要がある。

エ 保有個人情報等の保管及び送信

保有個人情報等の漏えい等のリスクを回避するためには、保有個人情報等を閲覧し得る者を限定するための保管及びアクセス制限等の措置を講じなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 保有個人情報が記録された媒体を、鍵をかけることができる容器、外部から視認することができない容器等で適切に保管していなかった（1機関等）。
- 情報システム内に保存されている保有個人情報等に、関係職員以外の者のアクセスを制限するために必要な措置を講じていなかった（8機関等）。
- 保有個人情報等を、関係職員以外の者が閲覧できる状態のまま放置していた（3機関等）。
- 個人情報電磁的記録を送信する際に、秘匿化の措置を講じていなかった（5機関等）。

保有個人情報等の漏えい等が個人の権利利益を害することを認識させ、保有個人情報等の安全管理等に必要かつ適切な措置を徹底する必要がある。

(6) 武器・弾薬等の管理

ア 武器・弾薬の管理

武器・弾薬の紛失・盗難等事案の発生を防止するためには、武器・弾薬の管理者等をはじめとする職員が過去の事案に学び、武器・弾薬の管理に対する意識を常に高めなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 常用鍵と予備鍵が同一の金庫で管理されていた（1機関等）。
- 武器・弾薬を管理する点検簿等の関係簿冊に、記録漏れがあった（1機関等）。

防衛省・自衛隊が国民の信頼の下に任務を遂行する上で、武器・弾薬の適正な管理は、極めて重要であり、万全を期すべきものである。引き続き、管理要領を徹底しなければならない。

イ 毒劇物及び有機溶剤の管理

毒劇物及び有機溶剤の適正な管理は、保健衛生上の危害の防止、周辺環境の保護、盗難又は紛失防止等の観点から確実に実施しなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 劇物とその他の物を区分して管理していなかった（1機関等）。

毒劇物及び有機溶剤について、身近にありながら、その管理要領の理

解が不十分である事例が見受けられた。適正な管理の重要性について周知徹底を図る必要がある。

(7) 各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント）

ア セクシュアル・ハラスメント

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 女性に対する不適切な言動や不必要な身体への接触といった、職員が不快に感じる言動の訴えがあったことを確認した（6機関等）。

イ パワー・ハラスメント

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 威圧的な言動、人格を否定する発言、不適切な指導等があり、職場環境が悪化した状況を確認した（13機関等）。

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 妊娠した女性に対する暴言、育児に関する制度利用を阻害するような言動を見聞きしたことを確認した（4機関等）。

エ 各種ハラスメントを防止するための施策

各種ハラスメントの未然防止及びハラスメントが生じた場合の適切な対応のため、相談体制の整備、教育等の施策を推進することが重要である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- ハラスメントを撲滅するため、各職員の机上に防衛大臣、幕僚長及び部隊長それぞれのハラスメント防止に関するメッセージを掲示する等の各種施策を講じていた。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 監督者や相談員をはじめとする職員への教育が不十分であった（3機関等）。
- 各種ハラスメントの通報・相談窓口が適切に周知されていなかった（3機関等）。
- 相談員が、多忙な人事業務との両立に苦慮していることを確認した（1機関等）。
- ハラスメントに関する相談について、一部の聴取記録が作成又は保管されておらず、適切な対応の実施が客観的に確認できない状況であった（1機関等）。

各種ハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合の適切な対応は、職員の人権の保護、健全な職場環境の確保、職員の能率の発揮等の

ために極めて重要である。

各種ハラスメントは、それを受けた者はもちろんのこと組織にとっても大きなダメージを与えうるものである。特にパワー・ハラスメントに関しては、指導が職務の適切な範囲を逸脱して職場環境を悪化させる事例が認められた。

一因として、上司が適切なコミュニケーションを形成できていない状況が見受けられるが、社会環境が変わりゆく中で、部下の指導にはこれまで以上の注意が必要となってきた。価値観や教育環境の変化、部下一人一人の資質等の違いなどに留意することが重要である。日頃から適切かつ積極的なコミュニケーションを心掛けることにより、風通しの良い職場環境を醸成することが重要である。

(8) メンタルヘルス

防衛省・自衛隊において、メンタルヘルスの充実は、職員の「規律・団結・士気」を高め、精神的精強性を保持するとともに、災害派遣等における職員のストレスを軽減するためにも極めて重要である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

○ 相談者の相談内容に応じ、相談者の同意を得ながら関係部署及び関係上司等と連携した対応がなされていた。また、相談を受ける際に、相談者の要望に応じて、対面、電話及びメール等を使い分ける等、柔軟に対応する要領を構築していることを確認した。

その他、各種相談窓口の周知や教育を行っていること等を確認した。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 部隊等の長が指定する部隊相談員の中には、相談を受けた際の対応要領について十分に理解していない者が存在した（1機関等）。

○ 防衛省自殺事故防止対策本部が設定した秋のメンタルヘルス施策強化期間における教育を実施していなかった（1機関等）。

○ メンタルヘルスチェックの際に個人が印刷するメンタルヘルスチェック結果(個人情報)の保管要領を確認したところ、個人の鍵のかからない引き出しの中に保管している隊員が散見された（1機関等）。

機関等においては、施策を着実に実施するとともに、職場環境に応じた取組を積極的に行い、職員のメンタルヘルスを良好な状態で保持する必要がある。

(9) 公益通報者保護

公益通報制度を適切に運用することは、内部監査機能の強化及び組織の自浄作用の向上に寄与するなど、法令遵守の確保につながるものである。職員等からの法令違反等に関する通報を適切に取扱い、通報者の保護を図

らなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 公益通報に係る標準文書保存期間基準又は行政文書ファイルについて、保存期間に誤りがあった（４機関等）。
- 制度の概要又は通報窓口について十分理解していない職員が一部に認められるなど、周知が不十分であった（３機関等）。

機関等公益通報責任者は、公益通報に関連する文書の適切な管理を改めて徹底するとともに、全職員が公益通報者保護制度の趣旨等を正しく理解するよう、同制度の周知徹底を図る必要がある。

(10) ワークライフバランスの推進

職員が心身ともに健全な状態で高い士気を保ちつつ、その能力を十分に発揮できるような環境を整えるためには、働き方改革等によりワークライフバランスを推進することが極めて重要である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 子の出生が見込まれる職員及びその管理者等に対して、個別のお祝いメッセージを送付し、育児休業の取得推進及び職場からのサポートを呼び掛けることにより、育児休業が取得しやすい雰囲気醸成され、育児休業取得率の向上が図られていた。
- 「男女共同企画推進委員会」を設置し、「働き方改革」、「女性の活躍推進」及び「意識改革」について、それぞれ分科会ごとに活発な検討を行い、具体的な改善策となる施策の検討及び導入について取り組んでいた。

このほかにも、フレックスタイム制の活用、Child Care 7（※）の取得の推進といった組織的な取組が確認された。

（※）Child Care 7とは、男性職員の配偶者出産特別休暇（２日）及び育児参加のための特別休暇（５日）のこと

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 特定の部署又は職員に業務が集中するなどして、長時間労働が常態化していた（９機関等）。
- 組織として、超過勤務時間を把握する取組がなされていなかった（４機関等）。
- 休暇の取得状況の管理又は休暇の取得促進が不十分だった（２機関等）。

長時間労働の常態化に起因する職員の多忙感・疲労感が、様々なストレスと結びつき、自殺やパワー・ハラスメント等に発展するリスクとなることを認識し、働き方改革を通じて職員のワークライフバランスを組織的に推進することが重要である。長時間労働の解消を職員個人の努力だけに頼

ることなく、組織として要因分析を行い、業務の効率化や人員配置の見直し等に積極的に取り組む必要がある。

また、仕事と家庭の両立支援に関する各種制度の利用促進についても、制度の利用促進には職員一人一人の理解と協力が不可欠であり、引き続き職場全体に理解を浸透させる取組を行うべきである。

(11) その他

ア 再就職等規制

「自衛隊法」(昭和29年法律第165号)に定められた再就職等規制は、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するために設けられた制度である。あっせん規制、求職活動規制及び働きかけ規制に違反する行為は、国民の防衛省・自衛隊に対する信頼を大きく損ねることになりかねない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 関係規則に基づき、業務が適正に実施されていることを確認したものの、教育については受けたことがないという認識の職員が多数存在した(3機関等)。

機関等においては、あらゆる機会を捉え教育を実施することで再就職等規制遵守の更なる徹底を図っていく必要がある。

イ 海外渡航承認申請

監察の結果、海外渡航承認申請に関し、不適切な事例は確認されなかったが、引き続き、秘密保全及び職員の安全の確保の観点から、職員が国の用務以外の目的で海外に渡航する場合は、承認権者に海外渡航承認申請を提出し、その承認を受ける必要がある。また、海外渡航承認申請の有無にかかわらず、当該申請が適切に行われているかについて随時確認する必要がある。

ウ 親睦会等の金銭管理

監察の結果、親睦会等の金銭管理に関し、不適切な事例は確認されなかったが、引き続き、親睦会等の私的な団体で徴収した職員相互の抛金等については、公的な金銭ではないものの、金銭事故防止の観点から定期的な点検・監査等を行うなど適切に管理することが重要である。

エ 自衛隊員倫理

「自衛隊員倫理規程」(平成12年政令第173号)の遵守は、自衛隊員による職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保するために制定されたものであり、遵守することが必要不可欠である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 倫理カードを携帯していない、又は改正以前の倫理カードを携帯

している職員がいた（４機関等）。

第３ 入札談合防止

１ 監察の概要

(1) 基本的考え方

令和５年度は、これまでの年度防衛監察結果等を踏まえつつ、装備品の調達、建設工事等における入札談合防止に係る各種施策の実施状況等について、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成１４年法律第１０１号）、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和２２年法律第５４号）等の趣旨に照らして業務が適切に実施されているかという観点から、機関等に対し調査及び検査を行った。

(2) 受察機関

周期的な監察を基本としつつ選定した、以下の１２機関等（注）

陸上幕僚監部	
陸上自衛隊	中央業務支援隊
	中央会計隊
	補給統制本部
	札幌駐屯地所在部隊及び機関
海上自衛隊	佐世保地方隊
	舞鶴地方隊
航空幕僚監部	
航空自衛隊	航空中央業務隊
	春日基地所在部隊及び機関
沖縄防衛局	
防衛装備庁	内部部局

（注）同一駐屯地・基地等に所在する部隊及び機関を一括して監察の対象とした場合は、便宜上、当該対象を１機関等と数える。

(3) 内容

アンケート調査、現場の確認、関係書類の調査、関係職員との面談を行った。

２ 監察の結果

監察の結果、入札談合防止に向けた各種施策について全般的に適切な取組がなされていることを確認した。しかしながら、一部においてその取組が形式的なものに留まっている状況が見られた。

機関等においては、入札談合防止に係る関係法令等の趣旨を理解した上で調達業務に取り組む必要がある。

なお、監察における個別の指摘事項については、受察機関が真摯に受け止め、監察終了時までには改善され、又は改善に努めていることを確認した。

以下、監察結果の細部を述べる。

(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等

ア 競争性の拡大

入札等に係る競争性の拡大は、入札談合防止の観点から有効な施策の一つとして認知されているところである。防衛省においては、「平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示」（防衛大臣指示第6号。21. 12. 21。以下「平成21年度大臣指示」という。）を発出して、一般競争入札の拡大、仕様書及び入札の公告期間等の見直し、入札情報の充実等により、新規参入者を拡充し、競争性の更なる確保を図るよう指示している。

(ア) 競争性のある契約方式の採用状況及び拡大への取組

a 競争性のある契約方式の採用状況

競争性のある契約方式（一般競争入札並びに公募又は企画競争を行った上での指名競争入札及び随意契約）の採用状況として、受察機関における過去3か年分の契約実績について調査を実施した。

監察の結果、競争性のある契約方式を採用した割合は、機関等の特性に応じておおむね94パーセントから22パーセントまでの差があったものの、「公共調達の適正化について（通知）」（経装第8668号。18. 9. 8）に基づき、随意契約によらざるを得ない場合を除いて、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行っていることを確認した。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 条件の確認を十分に行わず公募による随意契約としていた（1機関等）。
- 常続的公示に該当する条件の確認を十分に行わず随意契約としていた（2機関等）。

機関等においては関係規則を十分確認のうえ、一層の競争性拡大に努める必要がある。

b 少額随意契約の更なる改善

(a) 標準的な取組

競争性のある契約方式の拡大については、「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日・行政改革推進会議。以下「調達改善の取組指針」とい

う。)では、「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)に規定する少額を理由とする随意契約(以下「少額随意契約」という。)の改善に向けた標準的な取組として、調達の一括化が例示されている。

監察の結果、少額の調達要求を取りまとめて一般競争入札に付す(9機関等)、他機関等と一括調達する(1機関等)などの取組が見られた。

(b) 発展的な取組

調達改善の取組指針では、発展的な取組として、オープンカウンター方式(※)の採用及び少額随意契約が可能な金額以下での一般競争入札の実施が例示されている。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

(※)発注者が見積りの相手方を特定しないで、調達内容・数量等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式のこと

○ オープンカウンター方式を導入していることを確認した(9機関等)。

○ 少額随意契約の上限額を独自に引き下げることにより、一般競争入札の拡大を図っていた(2機関等)。

(イ) 一者応札等(※)の解消へ向けた取組

一者応札等については、その原因を分析し、以後の案件においては競争原理が働くように改善する必要がある。

調達改善の取組指針では、一者応札等となった要因や財・サービスの供給者の状況調査等を踏まえ、競争参加資格や仕様等の見直しに取り組むことが必要とされている。また、新規参入者にも配慮した情報提供も重要である。

監察の結果、入札参加意思を示したにもかかわらず応札しなかった事業者にその理由を確認するなどして原因分析を実施し(5機関等)、その結果を調達要求部署と認識共有していることを確認した(5機関等)。

(※)一般競争入札又は公募を行ったにもかかわらず、入札又は公募に応じた者が一者のみとなり、実質的に競争が行われなかった案件のこと

(ウ) 公告要領の見直し

平成21年度大臣指示に基づき、公告期間等を見直すことにより競争性の拡大を図る必要がある。

監察の結果、予決令で規定された10日より長い公告期間等を設定することで、競争性を拡大させるという推奨される取組が見られた(9機関等)。

また、公告等をホームページに掲載又は庁舎内に掲示するだけでな

く、近隣の部隊等や商工会議所等にもその掲示を依頼するなど、閲覧機会の増大を図る積極的な取組が見られた（9機関等）。

(エ) 入札情報の充実

調達改善の取組指針では、競争参加者増加のための取組として、発注予定の事前公表、ホームページを活用した調達情報の発信などが例示されている。

また、「航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査報告書」（平成22年12月14日・防衛省。以下「1補事案報告書」という。）においては、入札情報の充実等による競争性確保のための改善措置として、仕様書情報をホームページに掲載することを例示している。そして、「防衛省仕様書等のホームページ掲載基準について（通知）」（装装制第101号。27.10.1）では、公告等をホームページに掲載する際は、不開示情報を含む場合を除き、併せて仕様書等も掲載するよう努めることとしている。

監察の結果、仕様書等をホームページに掲載するなどして入札参加希望者が直接入手できる取組を行っていた（7機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 民法改正にともない「瑕疵」が「契約不適合」に変更されたにもかかわらず、入札及び契約心得には「瑕疵」と記載していた（1機関等）。
- ホームページにおけるオープンカウンター方式に係る情報の一部未更新があった（2機関等）。
- ホームページにおける調達情報の整備不十分があった（5機関等）。

機関等においては、ホームページに掲載する入札情報は多数の入札参加希望者が閲覧するものであるため、適切な仕様書等の掲載に努める必要がある。

(オ) 新規参入者の拡充に向けたその他の取組

新規参入者を拡充するためのその他の取組としては、競争参加資格の条件を緩和したり、新たに入札等に参入する事業者等を開拓したりすることが考えられる。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 競争参加資格の条件を緩和していた（7機関等）。
- 地元の中小企業・小規模事業者等への説明を実施していた（1機関等）。

○ 入札手続の方法等をまとめた入札参加者募集の案内を作成し業務内容等の周知を図っていた（1機関等）。

○ 政府電子調達システム（G E P S）に調達情報を掲載していた（1機関等）。

イ 不正防止に向けた組織体制

(ア) 原価計算部署と契約部署の相互けん制

「調達改革の具体的措置」（平成11年4月2日・防衛庁）において、防衛調達に関わる一連の不祥事の背景の一つとして、原価計算部署及び契約部署の相互けん制が十分に機能しなかったことが指摘されている。

監察の結果、確認した全ての機関等で原価計算業務と契約業務とを別の部署で行わせるか、あるいは人的制約がある受察機関においては、調達案件ごとに担当者を分離して行わせることで相互けん制を働かせていることを確認した（9機関等）。

(イ) 指名随契審査会等の活用

「公共調達の適正化を図るための措置について（通知）」（装管調第107号。27.10.1。以下「公共調達適正化通知」という。）では、随意契約を行う場合、契約関係者以外の者を含む複数の者により、随意契約によることとした理由等について審査を行う措置を執ることとしており、また、この措置に当たっては、指名随契審査会等の積極的な活用を留意することとしている。

監察の結果、確認した全ての機関等で指名随契審査会等を活用し、指名競争契約、随意契約の適否等について審査を実施する内部規則等を定めていることを確認した（9機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 物品等の契約において、会議体による審査体制が整備されていなかった（1機関等）。

機関等においては、指名随契審査会等の活用は、公共調達の適正化に資する措置であることから、会議体による審査体制を整備する必要がある。

(ウ) 公正な仕様書等の作成

1 補事案報告書では、①特定の企業に仕様書作成業務の協力を依頼する、②官側が希望する企業に落札させようと仕様書を作成する上で不適切な行為をする、③銘柄を指定する際にその理由書が添付されていない、という3つの不適切な調達手続を指摘し、改善措置の一つとして仕様書の作成要領の見直しを行うとしている。

これを受けて、「機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領に

ついて（通知）」（装装制第7077号。31.3.29。以下「仕様書記載要領通知」という。）を発出し、記載したカタログ製品名が例示であることを明確にすること、特定の製品を調達する必要がある場合はその理由書を作成すること、などの具体的な要領を定めている。

監察の結果、確認した全ての機関等で定められた要領で仕様書の作成等が行われていることを確認した（12機関等）。

また、次のような推奨される取組が見られた。

○ 仕様書作成に携わる実務者による検討会を開催し、新規作成する仕様書等の審議を行っていた（1機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の仕様書において、特定のブランド認定基準に適合することが要件とされていた（1機関等）。

機関等においては、合理性が希薄で競争性を阻害する要因となるおそれがある仕様上の要件については見直しが必要である。

(エ) 物品・役務等調達関係チェックシートによる点検

「入札状況に係る報告等に関する措置について（通知）」（装管調第115号。27.10.1。以下「入札状況報告通知」という。）別添「調達業務に当たって取り組むべき実施事項」において、調達要求、予定価格算定及び契約各部署は、案件ごとに業務実施の適切性について自己点検することが定められている。この際、班長級以上の者がチェックシートにチェック等することにより、各部署が取り組むべき実施事項を網羅的に確認できるようになっている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ チェックシートの各チェック及び確認者名があらかじめ印字され、案件ごとに自己点検しているか疑わしい状況があった（1機関等）。

○ チェック誤り又はチェック漏れがあった（3機関等）。

機関等においては、チェックシートによる点検を形骸化させることなく、各担当者には調達業務に当たって取り組むべき実施事項の趣旨をよく理解させる必要がある。

(オ) 3年以上補職替え等のない調達等関係職員

平成30年6月に公正取引委員会から公表された「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」（以下「実態調査報告書」という。）は、過去の違反事件を見ると、事件に関与した職員が、同一のポストに長く従事したことにより、事業者との必要範囲を超えた密接な関係が構築され、働きかけを受けてこれに応じた事案なども見られると指摘している。

防衛省においては、「調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について（通達）」（防人1第262号。14.1.17）を定め、調達・補助金等関係職員については、その補職替え等の日から起算して3年を超える日までに同一職務以外の職等へ補職替え等を行うものとしている。また、3年以上同一職務に従事させざるを得ない者については、その事情等について大臣官房長又は人事教育局長に通知するものとしている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 調達等関係業務に従事しているにもかかわらず調達等関係職員として管理されていない職員や、正確な在職期間が把握できていない職員が存在した（5機関等）。

機関等においては、各部署の連携の下、職員個々の業務内容を確認するなどして、調達・補助金等関係職員を適切に管理する必要がある。

ウ 業界関係者等との対応要領

実態調査報告書では、発注業務を担当する職員等は事業者と接触する機会が必然的に多くなり、事業者から予定価格、設計価格、入札参加事業者名等を漏らすなどの働きかけを受ける場合もあり得ることから、発注機関は、外部からの働きかけを受けた場合には、上司に報告するなどのルールを定めておく必要があるとしている。

防衛省においては、「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（通達）」（防経装第8303号。19.8.30）及び「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領の細部事項について（通知）」（装管調第89号。27.10.1。以下、両者を合わせて「対応要領通達等」と総称する。）を定めて、業界関係者等との対応要領を規定している。

(ア) 接触場所の制限

対応要領通達等では、業界関係者等との接触は執務室以外の区画で行うこととし、やむを得ず執務室で接触する必要がある場合には、適切な情報保全措置を施すこととしている。

監察の結果、確認した全ての機関で会議室等の執務室以外の場所、又は執務室内をカウンターやパーティションにより区画するなど適切な情報保全措置を施した場所において、業界関係者等と接触していることを確認した（12機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- カウンター越しにパソコンの画面や机上の書類の内容が判読可能な状態となっていた（5機関等）。

機関等においては、業界関係者等との接触場所におけるリスクに応

じた情報保全措置について再度確認する必要がある。

(イ) 接触の方法等

対応要領通達等では、業界関係者等との接触は職務上必要と認められる範囲でのみ許されている。また、接触に際しては複数の職員による対応を原則とし、単独で対応できる場合の要件として①書類等の受渡しを行う場合等であること、②複数で対応できないやむを得ない事情があること、③職務上の上級者の了解を得ることを掲げている。さらに、働きかけを受けた場合の措置をあらかじめ業界関係者等に対して伝えるとともに、防衛省の退職者であるか否かの確認を行い、防衛省の退職者が含まれる場合は幹部職員又は幹部相当の職員を1名以上含めて対応することとしている。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

○ 来訪記録簿等を作成し、接触した業界関係者等の氏名、接触日時、対応者の氏名、退職者確認等を記録し、事後的に接触状況を検証できるようにしていた（5機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 来訪記録簿等を作成すると定めているにもかかわらず、接触の内容を上級者が十分に確認していない状況や記載漏れが疑われる状況が見られた（6機関等）。

○ 単独接触できる要件を満たしていないにもかかわらず、単独接触していると強く疑われる状況が見られた（3機関等）。

○ 来訪記録簿等における退職者について未確認の状況が見られた（2機関等）。

機関等においては、対応要領通達等の趣旨を再認識し、業界関係者等との接触に際しては国民の疑惑や不信を招くような行為を防止することが求められる。このため適切な連絡手段の確保を含めた方策の検討が必要である。

(ウ) 働きかけを受けた場合の措置

対応要領通達等では、業界関係者等から働きかけを受けた職員は、当該働きかけを拒否し、直ちに接触を中止するとともに、速やかに機関等の長及び監査実施部門の長に報告することとしている。

監察の結果、確認した全ての機関等では業界関係者等から働きかけを受けた職員の存在は確認されなかった。

エ 不正防止に向けた契約事務手続上の取組

実態調査報告書によれば、発注機関の職員が入札談合等に関与した事件が依然として多く見られる状況にある。契約事務手続においては、各機関等の特性に応じてルールを定め明文化し、職員が当該ルールを遵守しているかをチェックする体制を整備する必要がある。

(ア) 発注に係る秘密情報（※）の管理

発注に係る秘密情報の漏えいは入札談合等関与行為の典型事例の1つであり、当該情報を取り扱う部署においては適切な情報管理が必要である。

防衛省においては、例えば「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項について（通知）」（装管原第83号。27.10.1）では、予定価格算定の基礎とした数値及び数式は、競争参加者による予定価格の推定を容易にするおそれがあることから、「取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）」（防防調第4608号。19.4.27）に規定する「部内限り」又は「注意」として取り扱うものとしている。

（※）入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているもの
監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 入札前の工事積算資料、予定価格調書等は発注に係る秘密情報が記載された文書と認識しているにもかかわらず、「部内限り」「注意」等の表示をしていなかった（1機関等）。
- 入札前の工事積算資料、調達要求書等がアクセス制限することなく共有サーバ内に格納されており、職務上知る必要のない職員が閲覧できる状態にあった（1機関等）。

機関等においては、発注に係る秘密情報の漏えい防止は発注機関の職員が関与する入札談合を防止するのに極めて有効な手法であることを再認識するとともに、秘密情報の内容の明示を含む秘密情報の管理を厳格に実施するべきである。

(イ) 予定価格の類推防止

入札状況報告通知では、予定価格の算定に当たっては安易に企業見積、実績資料、前例価格等によることなく、各種工夫を凝らして予定価格を容易に類推されないよう努めることとしている。

監察の結果、確認した全ての機関等で予定価格の類推防止に努めていることを確認した（9機関等）。

(ウ) 契約に係る情報の公表

公共調達適正化通知では、国の支出の原因となる契約を締結したときは、その名称、契約の相手方、契約金額等の情報を公表することとしている。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いに係る細部事項について（通知）」（防整施第6939号。28.3.31）では、発注機関の長は入札結果等を文書閲覧窓口に備え置いて、希望する部外者の閲覧に供するほか、ホー

ムページに掲載するとしている。契約に関する情報を適切に公表することは、外部の機関等による監視の可能性も期待できることから、公共調達における入札談合防止に向けた有効な施策の一つとされている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 公表に係る手続が担当者任せになっているなどチェック体制が不十分であったため、公表内容の一部に誤記や漏れがあった（6機関等）。

機関等においては、情報の公表に係る手続を整備して、公表内容の正確性をより一層向上させる必要がある。

(エ) 郵便入札等における立会い

予決令では、開札に入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係ない職員を立ち合わせなければならないとしている。これは、開札に立会しない者の立場を保護するとともに、契約部署による不正を防止することが目的であり、また、立会者の人選に当たっては、入札参加者から疑念を抱かれないように行う必要がある。

監察の結果、確認した全ての機関等で不適切な郵便入札等は確認されなかった（9機関等）。

(オ) 入札参加者相互の情報交換の防止

入札談合を防止するためには、入札参加者が相互に認知することなく入札を執行するのが望ましく、次のような施策が有効である。

- a 電子入札・開札システムの導入
- b 仕様書等のホームページへの掲載
- c 不必要な入札説明会等の廃止

監察の結果、入札参加者が相互に認知できるような不適切な手続は確認されなかった。

オ 入札過程の監視、入札結果の検証等

平成21年度大臣指示では、各調達機関自らが入札過程の監視及び入札結果の検証態勢の強化を図ることとされている。

(ア) 入札談合情報の取扱い

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第10条により、公共工事の入札及び契約に関して入札談合等の行為があったことを疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に通知しなければならない。また、「工事等に係る談合情報等対応マニュアルについて（通知）」（防整施第15572号。27.10.1）及び「物品等の入札又は契約に係る談合情報等対応マニュアルについて（通知）」（装管調第116号。27.10.1。以下、両者を合わせて「談合情報等対応マニュアル」と総称する。）では、公正取引委員会との連携を図りつつ入札談合に関する情報に対

して的確な対応を行うために必要な事項が定められている。

監察の結果、確認した全ての機関等で入札及び契約の公正に係る審査を行う機関が設置され、談合情報等への対応要領及び公正取引委員会への通知要領が整備されていることを確認した（9機関等）。

また、談合疑義事実が公正取引委員会へ通知されていることを確認した（3機関等）。

(イ) 入札執行段階の監視

入札開始前に、職員の立会なく入札参加者のみを入札室に在室させると情報交換が行われる可能性がある。

監察の結果、入札室を開場した後は、職員立会の下で入札参加者を待機させていることを確認した（6機関等）。

また、「工事費内訳明細書及び業務費内訳明細書の取扱いについて（通知）」（防整施第6921号。28.3.31）では、原則として全ての工事において内訳明細書の提出を求め、確認するものとされている。その結果、談合が行われたと疑うに足り得る事実等が認められた場合は、談合情報等対応マニュアルに基づく対応が求められている。

監察の結果、確認した全ての機関等で工事費内訳明細書の確認が適切に実施されていることを確認した（8機関等）。

(ウ) 入札結果の事後的検証

実態調査報告書によれば、落札率の高低のみでは入札談合等の有無を判断できないが、入札談合等関与行為が存在している場合には、入札結果に不自然・不合理な点が生じている場合がある。そのため、一者応札、同一事業者による長期継続受注、高落札率などに着目して検証することは、入札談合等の防止、発見だけでなく、職員による入札談合等関与行為を抑止する観点からも有効であるとされている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 入札結果の事後的検証を行っていなかった（2機関等）。
- 再度入札における一斉辞退や順位不動などの不自然な状況を看過していた（2機関等）。
- 複数年度にわたる分析が行われていない、あるいは検証対象が一部の品目のみに限定されているなど、検証対象の拡大の余地が認められた（2機関等）。

機関等においては、次の(エ)の入札状況の報告を活用するなどして個別品目ごとの検討と年度横断的な検証を組み合わせるとともに、事業者や地域などに着目した多層的な検証を行うなど、事後的検証を厳正に実施するとともに、その実効性向上に努める必要がある。

(エ) 入札状況の報告

入札状況報告通知では、契約金額が500万円を超える入札契約の

報告を行うほか、予定価格と落札価格が同一の入札案件が発生した場合、速やかに事実関係の確認、事業者へのヒアリング、談合情報等の有無等の調査を行い、その結果について通知することとしている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 契約金額が500万円を超える入札案件について大臣官房長への通知に漏れがあった（6機関等）。
- 予定価格と落札価格が同一の入札案件について防衛装備庁長官への通知に漏れがあった（4機関等）。

機関等においては、入札状況報告通知の趣旨を十分認識して確実に通知を行う必要がある。

(2) 教育の実施状況、法令等の理解度等

平成21年度大臣指示は、入札談合防止に対する意識を高めるとともに、入札談合関連法令等を理解させるための研修や教育等の強化を図ることとしている。また、「入札談合防止に関するマニュアルの制定並びに入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育の実施について（通達）」（防経装第6186号。23.5.17。以下「入札談合防止教育実施通達」という。）では、全ての調達等関係職員を対象に、新着任者教育のほか、定期的な各種の会議等の機会を捉えて、入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育を年1回以上実施することとしている。さらに、業界関係者等と接触する場合における対応要領については、対応要領通達等に基づき教育を実施するものとされている。

ア 教育の実施状況等

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 新着任者に対する教育が実施されていなかった（1機関等）。
- 防衛省における入札談合事案の教訓や防衛省として定めた対応要領など、教育すべき項目が網羅されていなかった（1機関等）。
- 教育は計画的になされていたものの、対応要領通達等で定める教育等の実施状況を防衛装備庁長官に報告していなかった（4機関等）。

機関等においては、入札談合防止の観点から定めた各種法令等を職員に正しく把握させる機会を設けるとともに、いかなる理由があろうとも職員が入札談合等に関与する行為を認めないという意思を明確に伝える必要がある。

イ 法令等の理解度等

入札談合等関与行為に限らず各種の不祥事を防止するためには、職員が遵守すべき法令、規則等の内容を理解していることが前提である。

監察の結果、抽出した職員に対してテスト方式で入札談合防止に関す

る基本的な事項について理解が不十分な職員が各機関において散見された。また、入札談合防止に関するアンケート調査において約95パーセントの職員が「民間の談合でも官製談合でも、いずれも公正な競争を害する行為で許されない」と回答したものの、「官製談合は決して許されないが、民間の談合は仕方ない」と回答した職員や「一定の品質確保・部隊運用等のためには官製談合もやむを得ない」と回答した職員がごく少数ではあるが存在した。

機関等においては、入札談合防止教育実施通達別冊（時点修正版）を活用する等により、職員の職務内容や理解度に応じた分かりやすい教育資料を作成し、入札談合等関与行為のみならず入札談合の防止に対する職員の意識改革及び各種法令等の理解の向上に努める必要がある。

(3) 年度末の予算執行

「平成22年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示」（防衛大臣指示第6号。23.11.21）では、年度末に残予算の執行を過度に追求しようとするあまり、調達公正性をゆがめかねないような無理な予算執行を行うことを厳に慎むこととされている。

監察の結果、確認した全ての機関等で調達の公正性が疑われる予算執行は見られなかった（12機関等）。

(4) 情報システムの適切な価格水準での調達

「情報システムについて適切な価格水準で調達を行うための措置について（通達）」（防装庁（事）第167号。令和元年9月30日。以下「情報システム調達通達」という。）では、新規参入の企業と契約実績がある企業との間の情報の格差を解消して価格競争を生じさせるとともに、複数企業から見積資料を取得するなど予定価格を適切に算定する必要があるとしている。

ア 一者応札等の改善に向けた取組

情報システム調達通達では、各機関等は情報システムの網羅的かつ詳細な仕様を記載することにより適正な仕様書を作成するとともに、情報の格差を是正する観点から、あらかじめ防衛装備庁長官に協議し、防衛装備庁長官が必要と認めるときは、部外の者に対し、当該仕様書の評価を依頼することとしている。

監察の結果、確認した全ての機関等で一者応札等の改善に向けた取組が実施され、適正な仕様書が作成されていることを確認した（5機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 情報システム調達通達の周知徹底が不十分なため、防衛装備庁長

官への事前の協議がなされていなかった（3機関等）。

防衛装備庁を含めた機関等は、情報システム調達通達の周知徹底に努め、一層の部外者の知見活用に努める必要がある。

イ 予定価格等の適正性の確保

情報システム調達通達では、情報システムの調達に係る予定価格の算定に当たっては市場価格方式による計算を徹底するとされている。市場価格方式により難しい場合は原価計算方式により計算するが、複数企業に対して見積資料の提出を求め、かつ、防衛装備庁長官が定める方法によらなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 予定価格の算定に際して防衛装備庁長官が定める方法を採用していなかった（1機関等）。

機関等においては、通達の趣旨をよく確認し、予定価格の適正性を確保するため、必要な手続を確実に実施する必要がある。